

自治会等一斉清掃に係る揚土および草の回収事業
実施要領

(令和6年度版)

令和5年12月19日

彦根市清掃センター

1 内容

自治会、町内会、連合自治会、自治会と同様の役割をはたす地域団体、およびボランティア団体（以下「自治会等」という）が、実施した地域清掃活動により発生した揚土と草を回収します。

※積込作業は委託業者が行います。立合等は不要です。

2 回収日・集積場所

●回収日

別紙「自治会等一斉清掃に係る回収カレンダー」記載の週の平日（概ね5日以内）に、委託業者の車両を使って回収します。回収日時は指定いただけませんのでご了承ください。

●集積場所

回収申込時に申請いただいた箇所（1団体につき数か所）に、飛散しないよう集積してください。土は土のう袋、草は草回収専用袋（希望団体に配布予定）か透明な袋に入れてください。

3 回収条件

地域清掃で発生した土と草を対象とし、その他詳しい条件は、別紙「自治会等一斉清掃における揚土および草排出時の注意事項」のとおりとします。

4 申込方法

回収を希望される自治会等は、令和6年1月26日(金)（当日必着）までに申請書類を清掃センター（〒522-0055 野瀬町279-1）へ郵送・ファックスもしくは持参してください。

※同一の週に実施希望が集中し、回収可能量を超える場合は、抽選となります。

※受付は、平日8：30～17：15に行います。

※令和6年1月26日(金)の締切日後の申込については、下記7の方法となります。

申請書類（添付書類を含む）

●回収申請書（清掃センターでお渡しします。ホームページからもダウンロードできます。）

・回収を希望する週ごとに1枚の申請書が必要となります。複数の週で回収を希望される場合は、希望される日程分の申請書を提出して下さい。

例)「5月12日の週」と「7月21日の週」の2回実施される場合、「5月12日の週分」と「7月21日の週分」の2枚の回収申請書が必要です。

・申請者名は、令和6年度代表者とし、団体名・代表者名・住所・連絡先を記入してください。

※年度途中で代表者が交代された場合、必ず引継ぎいただき、清掃センターまで連絡をお願いします。

・別紙「自治会等一斉清掃に係る回収カレンダー」をご確認の上、回収を希望する週の清掃日(申込日)の日付を第1希望から第3希望まで記入してください。

※抽選結果によっては、第2、第3希望になることがあります。

・排出予定物（土 / 草）について、該当するものに○をつけてください。

●地図（集積地点がわかるものをご用意ください）

・排出した土・草の集積場所を“朱書き”で明示してください。地域内の数か所に飛散しないよう集積していただくようお願いいたします。

※集積場所の数は、概ね町内の資源ごみ（びん・缶）集積所と同数程度でご協力をお願いします。（ごみ集積箱には入れずに、通常のごみ収集と干渉しないようお願いいたします。）

※集積地点が前年度と同じ場合も、必ず地図をご提出いただきますようお願いいたします。

5 回収決定方法

- ・申請された第1～第3希望の週のうち、原則第1希望の週に決定します。
⇒第1希望に決まった自治会等には、令和6年2月9日(金)頃に郵送でお知らせします。
- ・第1希望が同一の週に集中する(回収可能量を超える)場合、同一の週に回収を希望する自治会等を対象に抽選会を実施します。抽選で順位を決め、順位が上位の自治会等から第1希望の週に決定します。
- ・第1希望に回収の手配ができなかった場合、第2希望となりますが、第2希望も順位が上位の自治会等への回収手配によって予定台数に達した場合、第3希望となります。

6 抽選会の開催

回収可能量を超える同一の週に実施を希望する自治会等を対象に実施します。

抽選対象の自治会等には、令和6年2月9日(金)までに郵送で連絡させていただきます。

●抽選会日時 令和6年2月18日(日) 10:00～

●抽選会会場 彦根市清掃センター(詳細は自治会等に郵送させていただきます。)

※抽選結果については、後日令和6年2月28日(水)頃、郵送で報告させていただきます。

※令和6年度分より抽選権の委任制度を設けさせていただきます。委任された自治会等は抽選会に参加不要とし、清掃センター職員が抽選を代行させていただきます。抽選権を委任される場合は申請書内、委任状の「委任する」に○印をつけていただき、ご提出をお願いいたします。(抽選会への参加を希望される場合は「委任しない」に○印をつけてください。)

7 締切日(令和6年1月26日(金))後の申込方法

令和6年1月26日(金)の締切後の申込については、必ず事前に清掃センターにご相談のうえ申請していただきますようお願いいたします。(平日8:30～17:15)

令和6年2月18日(日)の抽選会の結果が確定したのち、空いている週の中から清掃センターへの先着順で受付します。

※遅くとも回収希望の週の1か月前までに申請してください。

8 学区連合自治会での申込について

学区連合自治会による申込については、以下の条件を満たした場合、個別自治会より優先して回収の週を決定します。(上記締切日までの申込に限ります。)

- ・1回の清掃につき、過半数もしくは10以上の個別自治会が同じ週に実施すること。
- ・土もしくは草の排出を、合計20か所以下に集積すること。

9 自主搬入の受入について

平日および、以下の日程については、清掃センターにて土および草の自主搬入を受入します。休日搬入を希望される場合、申請書に「休日搬入」と明記してお申し込みください。

※自治会清掃から発生する土は、清掃センターにて受入します。小八木中継基地には持ち込まないでください。

※平日は9:00～12:00、13:00～16:15に受入しており、平日搬入の際は「廃棄物の処理手数料免除申請書」の提出をお願いします。(自治会長の自署または自治会長印が必要となります。)なお、月曜日や祝日空けは混雑しますので避けていただくようご協力をお願いします。

※休日搬入は申請無く搬入されても受入できませんので、ご了承ください。

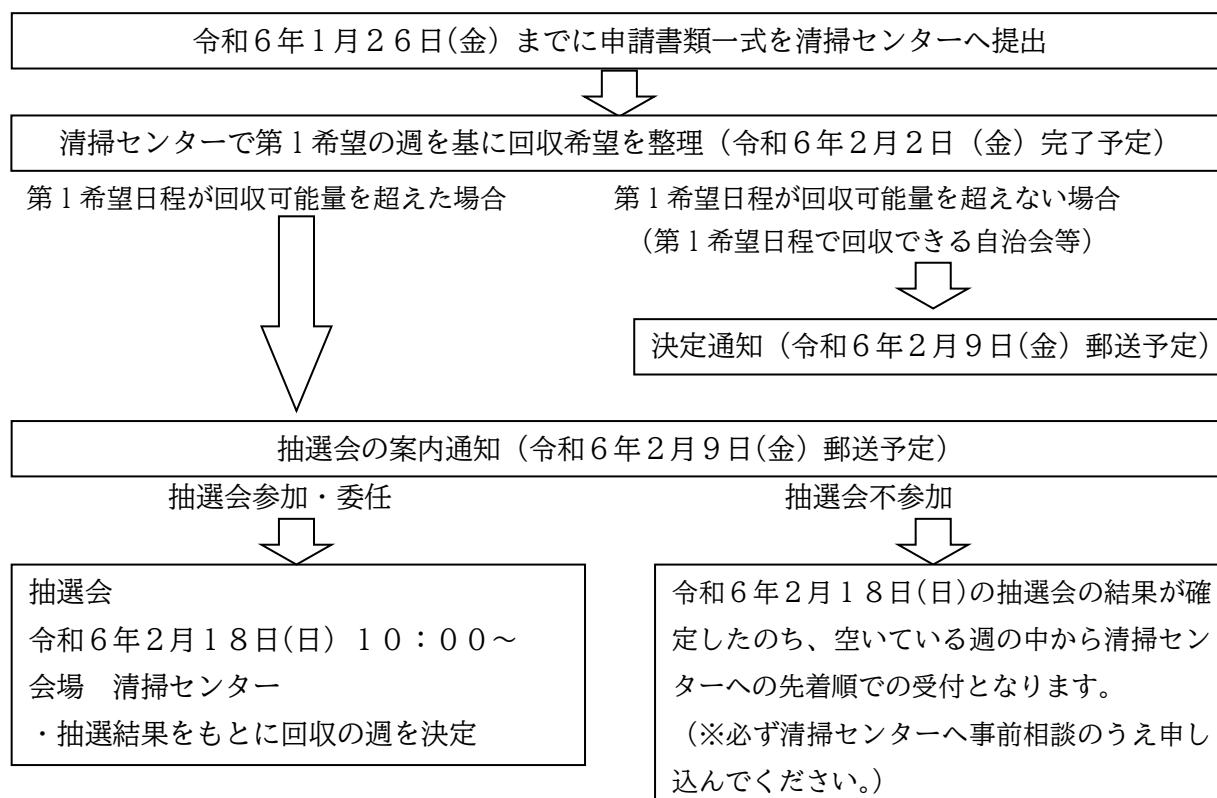
【休日搬入受入日】いずれも8:30～11:00まで

- ・令和6年6月2日（日） ・令和6年7月21日（日） ・令和6年8月4日（日）
- ・令和6年10月20日（日） ・令和6年11月10日（日）

10 回収決定後の手続きについて

- ・回収決定の通知とあわせて、「揚土および草排出時の注意事項」を送付します。
- ・清掃活動を中止される場合は、速やかに清掃センターまでご連絡ください。別の週に改めて回収を希望される場合は、必ず事前に清掃センターにご相談のうえ、空いている週の中から回収希望の週を選び、申請書を提出して下さい。（事前相談無しでの申請はご遠慮願います。）
- ・申請いただいた連絡先には、排出場所等の確認のため、当センター担当者等から連絡することがありますのでご了承ください。
- ・回収決定後、清掃活動実施までに代表者を変更された場合は、ただちに清掃センターに連絡し、変更の手続きをお願いします。

11 申込から回収決定の流れ



○令和6年1月26日(金)の締切日後の申込については、令和6年2月18日(日)の抽選会の結果が確定したのち、空いている週の中から清掃センターへの先着順での受付となります。（必ず清掃センターへ事前に相談のうえ申し込んでください。事前相談無しでの申請はご遠慮願います。また、遅くとも回収希望の週の1か月前までに申し込んでください。）

12 その他

本要領記載内容以外で、ご不明な点がございましたら、清掃センターへ直接お尋ねください。
※事前にお約束なく来所いただいた場合、対応できないことがございます。来所の場合は、事前にお電話等で予約いただきますようお願い申し上げます。

○お問い合わせ先：彦根市清掃センター 業務係

電話・・・0749-22-2734（平日8:30～17:15）

ファックス・・・0749-24-7787

メール・・・seiso-kanri@ma.city.hikone.shiga.jp